

大規模災害発生時における石材構造物の撤去等に関する協定書

新潟県三条市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本石材産業協会新潟県支部（以下「乙」という。）及び一般社団法人日本石材産業協会（以下「丙」という。）は、大規模災害発生時において復旧活動等に支障を及ぼす石材構造物の撤去等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、新潟県三条市内で大規模災害が発生した場合の被害拡大防止を図るため、甲の要請により乙が実施する応急対策業務（以下「業務」という。）に係る基本的な事項を定めることを目的とする。

（大規模災害の定義）

第2条 この協定において「大規模災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他異常な自然現象又は大規模な火災等による非常の事態をいう。

（業務の要請）

第3条 甲は、必要に応じて、乙に対して業務を要請することができる。

2 乙は、甲から業務の要請があった場合、地域貢献の観点から、丙が作成した「大規模災害対策マニュアル」に基づき、最優先で業務を実施するものとする。

3 乙は、業務の実施に必要な人員等が不足すると判断した場合は、甲乙協議の上、丙に応援を要請することができる。

4 丙は、前項のとおり乙から応援要請があった場合、特別な理由がない限り、これに協力するものとする。

（業務の内容）

第4条 業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 緊急輸送道路を始めとする道路、河川、学校等の三条市管理施設等に残置される「墓石」や「公共価値を有する石碑・モニュメント」等の石材構造物の撤去・移設

(2) 業務の実施に必要な資材などの確保

(3) 被害情報等の収集及び報告

(4) その他甲が必要と認めるもの

（要請の方法）

第5条 甲は業務を必要とする場合、乙に対して、原則として書面により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等で要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

（業務の報告）

第6条 乙は、業務の実施に当たり、適宜その進捗状況について甲に報告するとともに、業務を完了した後、速やかに、その内容を書面により報告するものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲、乙及び丙は、互いの意思疎通を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めるとともに、異動などがあった場合は、他の連絡責任者に対して、速やかに、その情報を提供するものとする。

(費用負担)

第8条 乙が業務の実施に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、甲乙協議の上決定するものとする。

(第三者等に対する損害賠償)

第9条 乙が、業務の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議の上、その賠償を行うものとする。

(災害補償)

第10条 業務に従事した者に、死亡、負傷、疾病等の健康被害が生じた場合、その損害賠償は、乙の責任により行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、令和5年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙丙いずれからも書面による協定終了の意思表示が無い限り、1年間自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙署名の上、各自その1通を保有する。

令和5年2月20日

甲 新潟県三条市旭町二丁目3番1号
三条市

代表者 三条市長

滝 沢 亮

乙 新潟県新潟市北区葛塚4804番地
一般社団法人日本石材産業協会新潟県支部

支部長

林 敏 雄

丙 東京都千代田区神田多町2番9号
一般社団法人日本石材産業協会

会長

森 田 浩 介